

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月、A会社（以下「会社」という。）に契約社員として入社し、B交通管理課に配属された。その後、被災者は、C交通管理課（以下「事務所」という。）において平成〇年〇月に正社員に登用され、D高速道路上の落下物の回収や事故車両の処理などを行うパトロール業務に従事していた。

請求人は、被災者が同年〇月に開催された新人研修において「自分は空手が得意だ。」と同僚らに話したところ、先輩社員のEが、「一遍締めたらなあかな。」と周囲に発言していたというのを耳にし、面識がないながらもEに恐怖心を抱くようになり、その後、平成〇年〇月の人事異動によりEが被災者の勤務していた事務所に転勤し被災者と同じ班の所属となったため、被災者はEとペアでパトロールを行うこととなったが、同年〇月〇日から翌〇日にかけてのパトロール（以下「4度目のパトロール」という。）の巡回時にEとの間にトラブルが発生し、被災者は落ち込んだ様子を呈していたところ、同月〇日自宅において縊死しているところを発見されたと申し立てている。

請求人は、被災者が死亡したのは、4度目のパトロール中にEから厳しいしっ責や嫌がらせを受けたりしたことが原因であるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由による

ものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の発病の有無及び発病の時期について

被災者が自殺前に精神障害で治療していた事実は、被災者の健康診断結果報告書や過去の診療歴などからは認められない。

被災者の姉は、被災者が亡くなる2、3週間前は、「仕事に行きたくない。」という気持ちが体全体に表れており、1週間前は、「好きなお酒をほとんど飲まなくなった、食事量も減っていた、一切笑わなくなった。」旨述べている。被災者の母は、被災者が亡くなる1週間前頃は、「いつもの笑顔がなくなった、自分の部屋から出てこなくなって、アルコールも飲まなくなった。」、亡くなる2、3日前からは、「急に食欲がなくなった。」旨述べている。また、請求人及び被災者の母は、被災者が亡くなる前夜、トイレに起きた被災者が「明日行くのが怖いねん。殺されるかもしれへん。」とつぶやいた旨述べている。

事務所関係者の申述からは、被災者が平成〇年〇月〇日の4度目のパトロール後に落ち込んだ様子はみられたものの、「様子がおかしいということはなか

った。」、「食欲も普通で完食していた。」、「夜中に飲食していた。」とする申述や、また、「同月〇日の退勤時には元気を取り戻しているようだった。」とする申述もあり、「被災者が普段から眠れないと言いつつ夜勤中の仮眠時間には良く寝ており不眠に陥っていたとは考えられない。」との申述もあり、職場においては、被災者に明らかな変化は認められていない。

労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書によると、請求人及び被災者の家族並びに事務所関係者の申述等から、被災者が自殺前に落ち込んでいた様子うかがえるが、精神障害等を発病していたとされる兆候は見受けられないとして、被災者の精神障害の発病時期は不明であるが、被災者は自殺直前にはICD-10診断ガイドラインに照らし「F3 気分(感情)障害」を発病していた可能性が考えられると判断している。当審査会としても、以上の経過及び状況から同部会の医学的見解は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断について

ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

(3) 被災者の死亡直前からおおむね6か月の間に起きた業務による出来事について

ア 請求人らは、被災者が入社したときからEに目を付けられて、面識がないのに追い詰められていた旨述べているが、事務所関係者であるFは聴取において、被災者が入社してすぐ平成〇年〇月に開催されたG交通管理課での新人研修の時に、「空手のごっつい奴が入社してきた。」という被災者の噂を当時同事務所で勤務していたEが知るところとなった旨述べているが、請求人ら及び事務所関係者の申述からはその後、Eが平成〇年〇月に被災者の勤務する事務所に異動するまで、被災者との間で面識のあった事実は認められない。なお、請求人らの述べる被災者の入社時の出来事は、被災者の死亡日より2年以上前の出来事であり心理的負荷の評価の対象とならない。また、請求人らの主張する内容は私的な空手に関する問題であり業務との関係も認められない。

イ 次に、請求人らがEは被災者に対し「殺すぞ。」などの言動を継続して行っていたと主張する点について検討する。事務所関係者の聴取等から4度目のパトロールにおける2回目の巡回後に事務所内において、Eが被災者に対して「何もするなと言ったやろ、やったら殺すぞ。」との暴言が発せられたことが認められるが、それらの申述及び会社の賞罰委員会による事業所内の職員に対するヒアリングの結果等からは、Eが被災者に対して継続的にいじめやパワーハラスメントを行っていたという事実は認められない。

なお、Eの同僚等に対する業務指導は、教え方が厳しい面もあったと述べる事務所関係者の申述もあることから、当該巡回時にEから被災者に対して厳しい指導があったことは推認できるが、上記の被災者に対する発言以外に業務指導の範囲を逸脱した言動は認められない。以上の出来事を認定基準の具体的出来事のうち「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に当てはめると、暴言を発したのは一回のみであり、継続的かつ執拗に行われたとはいえず、その心理的負荷の総合評価は「中」が妥当と判断する。

ウ H課長代理の聴取書からは、上記以外に被災者がEとの関係で同代理に訴えたこととして、①Eから道場へ来いと誘われていること、②被災者がプライベートで被災者の父を同乗させた際に、父がシートベルトをしていなかったことが原因で違反キップを切られたことで、Eから注意されたこと、③巡回中、Eの助手席で被災者が指差喚呼したことに対し、「俺の運転が信用できんのか。」と言われたこと、の3点が認められることから、これらの出来事に係る心理的負荷の強度について検討すると、①、②の出来事は業務との直接の関係は認められないこと、③の出来事については、認定基準の具体的出来事のうち、「上司とのトラブルがあった」に当てはめて心理的負荷の評価をしたとしても、特に心理的負荷をもたらすほどの言動であるとは考えられず、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求代理人は、被災者が極真空手の使い手であるEから、「道場へ来い。」などと身体や生命に危害が及ぶ強迫行為まで受けていたことは、継続性の有無にかかわらず、その出来事のみをもって心理的負荷を「強」と評価すべきであると主張しているが、前記同様、業務と直接関係ない出来事と判断せざるを得ない。

エ さらに、請求代理人は、被災者とEを4度目のパトロールにおける3回目の巡回にもペアで同乗させることとした被災者の上司であるI班長の対応について、不相当極まりないものであり、「職場の支援・協力等（問題への対処等を含む。）の欠如」と主張している。

同夜の出来事とI班長の対応の経緯をみると、まず、1回目の巡回後に、被災者が会社に提出する人事考課のための書式「個人目標」について、事前にEに相談していながら被災者がEに説明もなく直接I班長に提出したことにEが腹を立て、同夜2回目の巡回を終えたところで被災者に対して暴言を発したことが認められる。なお、その際I班長は、「個人目標」は直接同人に提出するものであることをEに説明するとともに、Eの被災者に対する発言を注意し、Eに対し被災者と普通に接するよう約束させた上で、被災者とEの今後のパトロールにおける組合せに問題を残さないようにとの判断のもと、同夜3回目の巡回においてEと同乗できるか被災者に尋ね了解を取っている。そして、同夜最終の3回目の巡回後にミーティングを行い、I班長は被災者に対して今後のパトロールにおいて、Eとペアを組まないようにするとともに、事務所待機時においてもEと顔を合わすことがないように配慮する旨を被災者に伝えている。

この点、会社の社内調査報告、夜勤勤務時の状況聴き取り調査及び事務所関係者の申述などからもI班長のとった対応が認められることから、職場の支援・協力がなかったとの主張は採用できない。

以上を総合すると、具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の心理的負荷の総合評価が「中」、「上司とのトラブルがあった。」の心理的負荷の総合評価が「弱」であることから、被災者の心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。